［６］土木学会認定技術者：【特別上級、上級、１級】の資格を有し、「資格認定書」の交付を受けている者。

［７］ＡＰＥＣエンジニア：【Industrial、Civil、Structural】の資格を有し、「登録証」の交付を受けている者。

②　業務実績に関する要件　配置予定管理技術者は、以下に記載するいずれかの実績について平成26年度以降公示日までに完了した業務において１件以上の実績を有さなければならない。ただし、実績として挙げた業務が、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は実績として認めない。職務上従事した立場は管理技術者・主任技術者又は担当技術者とする。

・同種業務：港湾における船舶航行安全に関する業務。

・類似業務：船舶航行安全に関する業務。

なお、実績として挙げた業務が、沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係）及び国土交通省各地方整備局・国土技術政策総合研究所発注業務（港湾空港関係）であり、請負業務成績評定を得ているものについては、当該成績が60点未満の場合は実績として認めない。

③　業務成績に関する要件　令和３年度から令和５年度末までに完了した業務について、担当した沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係）の業務区分「土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、測量」及び国土交通省各地方整備局・国土技術政策総合研究所発注業務（港湾空港関係）の業務区分「建設コンサルタント等」の３年間の平均業務成績が60点未満の場合は競争参加資格を認めない。

ただし、沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係）及び国土交通省各地方整備局・国土技術政策総合研究所発注業務（港湾空港関係）の業務成績がない場合は、この限りではない。

※管理技術者又は主任技術者として従事した実績に限るものとし、担当技術者及び照査技術者として従事した実績は除くものとする。ただし、管理技術者又は主任技術者として従事した実績が無い場合には、担当技術者として従事した実績とする。

④　雇用関係に関する要件　参加表明書の提出者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、「恒常的な雇用関係」とは、参加表明書の提出期限日において、雇用関係にあること。

⑤　若手技術者を配置する場合の要件　配置予定管理技術者に、40歳未満（公示年度の４月１日時点）の若手技術者を配置する場合は、配置予定管理技術者を定期的に指導するための技術指導者（担当技術者として配置）を配置することができる。この場合、技術指導者は、緊急時に的確かつ迅速に対応し、不測の事態に対しても臨機に対応できるものとして、次に掲げる㋐から㋒全ての条件を満足する者であること。

ただし、技術指導者を含む複数の者が指導を行うことを妨げない。

㋐　配置予定管理技術者に求める要件すべてを満たしていなければならない。

㋑　定期的に配置予定管理技術者の指導を行うこと。（１回／週程度）

㋒　発注者と行う全ての協議、報告、打ち合わせに出席すること。

※技術指導者を配置する場合の若手技術者に求める競争参加資格要件は、⑵に掲げる配置予定管理技術者に求める要件のうち、①及び④の要件のみを満たしていればよい。また、入札参加者の選定及び総合評価における評価項目において、配置予定管理技術者の経験及び能力（技術者資格、業務実績、業務成績、表彰実績）については技術指導者の資格及び実績等により評価する。

⑶　指名されるために必要な要件確認のため、添付を義務づけた技術資料等において、添付がなく、記載内容の確認ができない場合は、書類不備により指名されるために必要な要件の確認ができないとして失格とする。

２－５　入札参加者を指名するための基準

沖縄総合事務局競争参加者選定要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「技術的適性」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験等を勘案するものとする。

なお、技術提案者が11者以上となった場合は、上位10者を指名する。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法　入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記⑵総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払いの原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

②　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

なお、本業務は「低入札価格調査及び詳細な低入札価格調査（試行）対象業務」（以下、「低入札価格調査」という。）であり、低入札価格調査の詳細は入札説明書の別紙によるものとする。

③　上記調査は、資料の提出及びヒアリングを実施するが、資料の提出を行わない場合、ヒアリングに応じない場合（辞退を含む）は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。

④　本業務は原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とし、それまでに落札者がないときは、予決令第99条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。

⑤　上記において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

⑵　総合評価の方法

①　評価値の算出方法　評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

②　価格評価点の算出方法　価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝（価格評価点の配分点）×（１－入札価格／予定価格）

なお、価格評価点の配分点は60点とする。

③　技術評価点の算出方法　技術提案書の内容に応じ、下記ア）、イ）、エ）の評価項目毎及び本業務の予定価格が100万円を超える場合には、ウ）の評価項目を加え評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

ア）配置予定技術者の経験及び能力

イ）実施方針等

ウ）技術提案の履行確実性

エ）賃上げの実施に関する評価

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点＝60点×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

技術評価の得点合計＝（ア）に係る評価点）＋（技術提案評価点）×（ウ）の評価に基づく履行確実性度）＋（エ）に係る評価点）

技術提案評価点＝（イ）に係る評価点）

④　詳細は入札説明書による。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒900―0001 沖縄県那覇市港町２丁目６番11号　沖縄総合事務局那覇港湾・空港整備事務所品質管理課契約審査係　電話098―867―3710

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　入札説明書は電子入札システムから入手するものとする（ただし、紙入札方式の参加承諾を得た者には上記４⑴にて交付する。）。

交付期間：令和７年２月７日から令和７年３月24日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分～17時00分まで。

⑶　参加表明書を提出できる者の範囲　参加表明書を提出する時において、上記２－１⑵に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者及び申請中の者とする。